

土地収用法第28条の2の規定に基づく補償等の周知措置について

【県道東風平豊見城線道路改築事業】

お知らせ

起業者沖縄県が、皆様の御協力のもとに進めております県道東風平豊見城線道路改築事業（沖縄県豊見城市字宜保ナカンドウマシ原地内）について、令和7年6月12日に土地収用法第26条第1項の規定による事業認定の告示（令和7年6月12日沖縄総合事務局告示第19号）がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第28条の2の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

1. 事業認定の告示があった土地

収用の部分

沖縄県豊見城市字宜保ナカンドウマシ原地内

（注）この土地を表示する図面は、豊見城市役所経済建設部道路課でご覧ください。

2. 土地価格の固定について

前記1の土地については、事業認定の告示のあった日をもって土地価格が固定されることになります。

3. 関係人の範囲の制限について

事業認定の告示があった日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き、関係人に含まれないこととなります。

4. 損失補償の制限

事業認定の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築または増改築等をするときは、あらかじめ沖縄県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

5. 裁決申請の請求について

裁決申請は起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を有している関係人は、自分が権利を有している土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができます。

6. 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を有している関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。なお、この補償金の支払請求は、裁決申請の請求と併せてしなければなりません。

7. 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどで、裁決申請があった後に、直接、沖縄県収用委員会あてにすることができます。

8. パンフレット配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「土地収用法における補償等についてのお知らせ」に記載されていますので、必要な方は沖縄県南部土木事務所道路用地班、沖縄県土木建築部道路街路課及び豊見城市役所経済建設部道路課において下されば配布いたします。

起業者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 玉城 康裕

問い合わせ先

沖縄県南部土木事務所道路用地班

沖縄県那覇市旭町 1 1 6 番地 3 7 電話 0 9 8 - 8 6 7 - 4 6 6 5

沖縄県土木建築部道路街路課道路街路整備班

沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話 0 9 8 - 8 6 6 - 2 3 9 0